

○議長（小野 稔君）

おはようございます。時間、開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させませます。事務局長。

○事務局長（木村宜文君）

十番相馬勝治議員から遅れる旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

○議長（小野 稔君）

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第四号藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りします。

発議第四号は、趣旨説明及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

これから、発議第四号を採決します。発議第四号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって発議第四号は原案のとおり可決されました。

日程第二、議案第五十二号地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。質疑なしと……。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

地方公務員法の一部を改正する法律に、その施行に伴う関係条例を整備するという事は、一部改正だけれども大幅な改正を伴うものだとして理解しております。それで、私が聞きたいことの一つは、ページ数でいけば四ページのところでございましょうか、十二条のところで、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるというふうになっておるのですけれども、これは、具体的に言えば、定年前再任用短時間勤務職員というのは、具体的にはどういうふうな内容なのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

暫時休憩します。

休 憩 午前十時一分

---

再 開 午前十時二分

○議長（小野 稔君）

休憩を取消し、会議を再開します。総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

今まで、退職された方が再任用の短時間職員としてフルタイムでなく七時間勤務ということで再任用されています。

今後、六十歳から六十一歳に定年が延びるわけですが、六十歳で退職した場合でも再任用を六十一歳から受けられますし、六十一歳までの定年延長もできるということで、名前変わるだけで中身は同じでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

全体的に定年を六十五歳まで延ばすんだという中でのやり繰りの問題もあると思うんですけども、現在、藤崎町では、三時までというか、そういうような時間短縮短時間というか、短縮の任用職員になっていますよね。今後これが改正されますと、フルタイムでの任用といいますか、そういうものも想定される、副町長にでも総務課長でもよろしいんでお聞きしますけれども、フルタイムも職員が請求すれば、それが認められるようになるような法改正になっているんですか。これからのことなんですか。その点どうでしょう。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

お答えいたします。

今、再任用の職員の例でお話し申し上げますと、現状、再任用制度行っていますけれども、現状においてもフルタイムでも短時間勤務も両方ございます。それは、職員と、それから私どもの調整の中で勤務時間については決めさせていただいております。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、現状でもフルタイムの任用というか、仕事というか、そういうのは希望をすればできるんだというふうな法制度になっているけれども、藤崎町ではそういうふうには実施していないというのが、それは町長の判断でそういうふうにはやっていらっしゃるんですか。その点はどういうふうなことでそうしていらっしゃるんですか。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

それにつきましては、希望する職員と町側で、採用する側のお互いの条件の中で合意がなされた場合に短時間勤務、それからフルタイムの勤務というふうな形で任用をされております。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

フルタイムを藤崎町は認めないんだというようなことも聞いているんですけども、それは事実と反することなんですか、町長どうですか。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

実務的なことなので私のほうからお答えさせていただきます。

それは、認識が違うというふうに思います。

○議長（小野 稔君）

浅利議員、三回過ぎたので次の質問に移ってください。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

関連して……。

○議長（小野 稔君）

関連、聞いてから内容をこっちで判断します。

○十三番（浅利直志君）

関連で聞きますので。管理職であった職員が定年延長するというような場合、引き続き役職というか、とどまってやるというようなことは認められているんですか、この法制度上というか、制度上。その辺はどういうふうな取扱いになってくるんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

役職定年制の導入ということで、役職は降任ということで、専門官という位置づけで、現行でいけば主幹と同等の役職ということでございます。

以上です。

議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

退職金についてお聞きいたします。

通常、退職金って退職時の何か月分というようなことをベースにして算定しますよね。この定年まで延ばしていくというふうになって、定年を二年かけて一年というふうに延ばしていく、そういうふうな場合、七割を任用職員はそうなるんだと、七割程度になるんだというふうな説明も受けているんですけども、退職金は、そうすればどういうふうに、七割に退職時の給料を基にしてやればかなり低くなっちゃいますんで不利益が出ますよね。その場合、六十歳のときの定年で算定した退職金と、その後の分と、という足し算みたいにしてやるんですか。退職金の算定に本制度を運用した場合影響がないのかどうか、この点についてはどうですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

七割に減額した金額でなく、マックスの一番、その方の六十歳当時の給料の基本給が基本となって計算されるものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

それでは、町長に最後にお聞きいたします。

定年延長というのは、有為な人材の能力を活用するというメリットもあると思うんですけれども、逆に民間でも定年延長は進んでもきているものだと思っていますけれども、あえて反対するものではありませんけれども、ただ、デメリットも考えられるんじゃないのかなど。つまり、新規採用する人数そのものに抑制がかかる、ブレーキがかかるという側面もあるのではないかと思っておるんですけれども、この定年延長についてのメリット、デメリットについてどのようなお考えなんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

私、個人的な考え方を申しますと、今この時代に六十歳で定年というのは、本当に早すぎると思っております。国では、国公務員、そしてまた地方公務員も、段階的に六十一歳まで、六十二歳まで、何年かかけて六十五で再任用制度を終えるという形での継続雇用というのを目指していますけれども、私個人的には、六十五歳から年金を支給して、六十五歳までは現役で働いてほしいという制度に組み替えられないものかという考え方を持っています。ただ、地方一個人の首長がそれを訴えても、なかなかそうならないと思いますけれども、今のところ、国、そして県の人事院勧告等々、ひっくるめて、そのことに準じていくしかないだろうと、そう思っております。

また、浅利議員がおっしゃった、定年した後の再任用制度である程度のキャリアの人が職場にとどまって若手の雇用をちょっとブレーキかけるようなことを心配していましたが、できるだけそうならないように、やっぱり若い世代も毎年少しずつ雇用していかないとマンパワーが継続しないと、そう思っておりますので、その辺の配慮は十分していきたいと思っております。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十二号を採決します。

議案第五十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十二号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野 稔君）

日程第三、議案第五十三号藤崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

○議長（小野 稔君）

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十三号を採決します。

議案第五十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十三号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第五十四号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十四号を採決します。

議案第五十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十四号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第五十五号藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十五号を採決します。

議案第五十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十五号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五十六号藤崎町消防団条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

消防団条例の一部を改正するという条例ですけれども、この条例の結論を出す経過といたしますか、審議会なりそうい

う、いつ頃開いてどういう意見がだされたのかというようなことについてはどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

ちょっと日にち浮かばないので、報酬等については昨年と今年に入ってから二回開催しております。毎回審議会をやるたびにそういうお話も出ていますし、国のほうからも一日消防団、災害等で出動した場合二千元とかそういう金額だと、とても大変だということで、その報酬についてはいつも話題になっていて今回上程したものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

その中で、誤報の場合は二千元だというようなことだというふうに、私は記憶をしておるんですけども、この誤報というのは完全なる誤報といいますか、誤報の基準というか、その辺はどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。完全に根拠がないというか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

この誤報というのは、この前もありましたが、火災報知器の誤作動とか、それで消防団出動した場合を想定しております。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十六号を採決します。

議案第五十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十六号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五十七号藤崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十七号を採決します。

議案第五十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十七号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五十八号ふじさき食産業創造拠点施設の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ふじさきファーマーズラボに関わることでありますけれども、その中で、渡された資料の中の経営方針というのが八十五ページに記載されております。その中で、出荷者が熱意をもって販売できる環境を構築するんだというようなこととともに、食・農・観光を融合したふじさき品質の魅力を発信するようにいたしますというふうに申請書というか、申請理由に書かれているんですけれども、この食・農・観光を融合したふじさき品質の魅力とあるふじさき品質というのは、どういうことをファーマーズラボさんでは想定なさっているんですか。どういうふうな説明を受けていらっしゃるんですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

ふじさき品質、こちらのほうは、これまで農業者の皆さんが培ったいろいろな作物、その発信をきちんとしていきたいと思います。藤崎産であるということもきちんと品質を大事に発信していこうということで名づけたものでございます。また、観光につきましても、藤崎、観光地なかなかないなというようなお話もありますけれども、埋もれている観光資源を発掘して、ふじさき品質でお客様をお迎えしよう、観光に力を入れようということで発信しているものでございます。

もちろん、食につきましても、これまで様々な町の特産品を加工品にして、様々な形で発信を行っているところでございますので、そういった意味で農、食、観光というものを融合して、藤崎を発信していこうということの言葉でござ

います。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

藤崎の地域ブランドというか、というようなことが基本になるのかなとは思いますが、今の説明を聞きますと、食・農・観光の、それぞれのふじさき品質の魅力を発信していくんだというようなことだと受け止めたんですけども、言葉の表現上では、食・農・観光を融合したふじさき品質というふうな魅力を発信していくんだとなっているんですけども、ファーマーズラボさんではどんなことを想定しているのでしょうか。お聞きしているものなんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

もちろん、情報発信というのは個々になるかと思いますが、やはり個々の発信だけではお客様ニーズに応えるというのは、なかなか難しいものでございます。やはり、農・食・観光を融合して、ワンストップでテラスで発信していくことがふじさき品質の言葉の意味に込められておりますので、今後も農・食・観光を融合した、いろいろな町の発信をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

計画について現場でも頑張っていると思うんですが、例えば、藤崎町のりんごあめというのも商業にも載ったりして、また評判にもなったりしているんですけども、例えば、農業における農産物は、単なる藤崎産だということだけじゃなくて、そこにもう一つプラスをすること、あるいは藤崎産の有機農産物なんだとか、何とかプラスワンのふじさき品質を売り込むというようなことを努力をしないと、単なる藤崎産だからふじさき品質なんだということでは、何か通用もしないような気もするんですけども、その辺は指定管理者のファーマーズラボさんとしてどんな取組をしていくというようなことをこの間やっていたらっしゃるんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

もちろん、藤崎産だからふじさき品質ということではなくて、やはりファーマーズラボのほうでも農家さんにいろいろな指導もしておりますし、部会を随時開いて品質の向上に努めているものでございます。そういった意味から、やはりふじさき品質を名乗る以上、常に品質の向上、安定、そういうものを目指して経営を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで……、浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

最後にしますけれども、給食の地元産を増やし、地元の農産物を利用する、そして、今日は地元産の野菜でつくった野菜炒めなり何なり、そういうような連携を深めていこうという当初の計画も町が出資してやっている会社ですので、その辺は、藤崎産の品物を給食に提供するというような取組の現状と今後の取組については、どういうふうはこの団体は考えていらっしゃるのでしょうか。何かやめたんだというようなことも聞くんですけども、そういう点での連携というのはどういうふうなお考えなのでしょうか。ラボさんはどういうお考えなのでしょうか。

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

現状では、学校給食のほうには食材の提供はテラスのほうからは行ってございません。やはり、コストがかかるということと、なかなか企画に合った野菜が入荷できないというところもございます。ただ、様々な方法で学校給食に食材を提供できないかということは、常日頃から議論をさせていただいております。何かしらの形で地元の食材を学校給食に届けるということを、今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十八号を採決します。

議案第五十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十八号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五十九号藤崎町コミュニティプラザ（ぼっぼら）の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十九号を採決します。

議案第五十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六十号藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十号を採決します。

議案第六十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第六十一号令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第七回）案を議題とします。

これから質疑を行います。五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

二十一ページです。

土木費の道路維持費、需用費として光熱水費四百四十五万円、これの内訳をお聞きします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

こちらの光熱費は、融雪ポンプ十九か所、若柳地区の散水、朝日町のロードヒーティング、地下道四か所、水路用ポンプ二か所、除雪センター二か所、やすらぎ駐車帯、こちらのほうの電気料の値上げによる追加になっております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今課長からお話があった中に、朝日町のロードヒーティング、藤崎地区で歩道がロードヒーティングになっているのは、私の記憶では後にも先にも朝日町しかないと思うんですが、野呂焼き魚店の前の歩道です。そこがロードヒーティングになった経緯をお聞きします。町民からもなぜあそこだけがという声が聞かれますので、そこをお聞きします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

建設課長より私のほうが詳しいので、私でよろしいですか。よろしいですか、答弁。

私は、町民から審判を受けて平成二十三年十一月二十日投票日で町長になりました。その年の次の年、二十四年度の十一月の下旬から十二月にかけて国土交通省の補正予算絡みの情報をキャッチしたところでございます。その当時は、建設課長が勇退した対馬猛清さん、私の情報はちょっとぼんやりしたものなのですが、翌年の一月四日、これは御用始めですよね、御用始めの日に県の整備部から全県の担当部長、あるいは担当課長に補正予算絡みの、例えば防災上、融雪のための防雪柵とか、あるいは今お話ししたロードヒーティングとか、様々な事案の手挙げを一月九日までにしてくださいと。準備周到に準備していなければ、自治体もなかなか手を挙げられないような、本当にタイトな短い期間での補正予算絡みの公共工事が、その当時の対馬猛清さんから私のほうの耳に入ったのが四日、金曜日です。五、六を経て、七日の月曜日に私に相談しに来たんですね。本当は四日に相談すればいろいろ細かい指示は出せたんだけど、あと二日間しかなかったんですよ。

町では、その担当課の話では、今手を挙げて間に合うものは、水木の福左内地区から福館の防雪柵は相当前から周到な準備をしてきてチャンスを待っていて、そこは手を挙げると。それは常盤地区ですよね。藤崎地区のところ何かやる手立てはないのかねという話をしたら、なかなかここ二日三日で企画立案して事業を提出するのは無理だという話を担当課長からその時点で受けたんです。私は一喝しました。何で周到な準備、両地区をにらみながらやっていかないんだよという話で一喝して、その当時、表町、仲町、曲新田は融雪溝を、これは前の小笠原盛さんの時代からずっとやってきて、朝日町も将来は融雪溝、朝日町につなぐ道路ですね、駅前通り、あそこもやる予定でしたんですが、旧三三九号線から町道である朝日町通りのその間の融雪溝の整備が全く白紙状態でやれるような状況でなかったということで、緊

急に通学路の近いほうをロードヒーティング、これは将来に向けて試験的にやってみればいいじゃないですかと、手を挙げてみて、間に合わなかったらこれはしようがないということで、二日かけて企画立案をさせて、国交省の補正予算絡みの事業に手を挙げた次第であります。

これは、いろいろ賛否両論あって、例えば対面のほうが雪盛っていてなかなか大変だという、融雪溝も入っていないと、そういう苦情の声も結構あるの、私承知しています。ですから、いい意味で、国の社会資本整備の事業が、補正予算絡みでも何でも様々手を挙げる場面を、やっぱり担当課が周到な準備をしておくというのが、日々の使命だと思っていますので、その辺を怠るとなかなかタイトなスケジュールで提出しなさいといってもなかなか手を挙げられないような状況になります。その辺、今の鳴海担当課長が先輩方たちの苦い経験を生かして日々努力しなくちゃならないと。経緯はそういうことであります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

経緯は分かりました。それで、向かい側も、今後例えばロードヒーティングにしていく計画があるのか、あるいは、今現在とといいますか、毎年電気代あそこにどのぐらいかかっているのか、今後に向けてもそういうことをお聞きします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

電気代については担当課長から後ほど説明させますけれども、現状では、矢沢学区、ここもなかなか融雪溝の整備が遅れてきたところでございます。数年前から少しずつ社会資本整備の国土交通省の予算を活用して、少しずつ整備はし

ているものの、矢沢、小畑、中島を全て網羅するとなると、まだまだ長い年月がかかるような状況であります。ですから、一か所終わらないと次にスタートできないのがなかなか大変でして、できる限りどこもかしこも融雪溝ないところ、特に通学路のところは整備したいのはやまやまですが、ロードヒーティングやった北側のほうのロードヒーティング、それから朝日町のほうの歩道の融雪溝工事、これは現状ではまだ計画の段階にないということで、今手をかけたほうを優先的に進めると。それが大体、あと二、三年、めどが立ったら次の工区という形になろうと思っております。電気料については鳴海課長から。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

朝日町のロードヒーティングの電気料につきましては、平成元年から平成三年までの平均で一年当たり約百七十六万円ほどかかっております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

二十ページの農業災害対策費について伺います。

八月の大雨の復旧対策費だと思いますけれども、千百六十万円計上しておりますが、この内容について伺います。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

八月の豪雨災害ありまして、九月の上旬に被害状況報告のほうを行いました。その際に、リンゴの青果の部分の被害の状況も聞いたんですけれども、その際に、農業機械、農業資材のほうの損失もあったということで、その際には小屋、運搬車、高所作業車、乗用草刈り機、スプレイヤー、その他のものの被害があったということでしたので、その件数に基づきまして、支柱などの農業生産資材の一部助成の補助、それから、スプレイヤーを含む農業機械の補助、それを五百万円、農業施設、小屋などなんですけれども、それについて四百五十万円の補正を、一部の助成をするということで補正したものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

この資材とか機械、あるいは施設の復旧費用の助成ということなんですけれども、三本のそれぞれの積算の根拠はどのようになっていますか。

議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

資材につきましては、六十五件の被災者がありましたので、それに基づきまして、約七十件、予算で想定しているの

は一部助成一件当たり三万円となるんですけれども、その七十件といたしまして二百十万円を積算したところでありま  
す。そのほかに、スプレイヤーが一台なんですけれども、その後二台の可能性も想定いたしまして、スプレイヤーを百  
万円、それを二件として二百万円。それからその他の運搬車であれ高所作業車であれ、その部分については上限額を十  
五万円といたしまして、約二十件分で三百万円、合わせて五百万円。そのほか小屋、それこそ、トレリス、支柱なん  
ですけれども、それについての被害が三十件として、十五万円を上限といたしまして三十件の四百五十万円、総額千百六  
十万円を計上したところであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

今回の災害に関連して、立木を復旧して来年度以降またリンゴの生産をしていくというために、立木あるいは改植と  
か、立木の立て直しとか、そういうことも必要になるかと思っておりますけれども、それに対してはどのような対策というか、  
補助を考えておりますか。

議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

立木、現在木の助成につきましては、県が行っている果樹再生支援とかありますので、そちらについて情報の提供の  
ほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

その県の果樹改植事業の情報提供をしていくということなんですけれども、藤崎町にはりんご条例があるわけで、ふじの振興に関する条例があるわけなんですけれども、その条例があるわけだから、例えばふじの苗木を新しく植える場合には、その条例を基に少し上乘せするとか、そういう考えはないんですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

八月の三日と九日、二回にわたって線状降水帯があって、藤崎町の真那板地区、白子地区、約七十ヘクタール、残念ながら冠水してしまいました。その冠水した三割以上被害を受けた農家にまずは少しでも元気つけようということで、先般の八月二十三日の十アール当たり五万円の薬剤助成をしたところでございます。

今国が激甚災害、あるいは災害救助法の適用をちゃんと広域に、これは青森県にとどまらず、秋田、山形、新潟、石川、福井とか、東北からずっと北越というか、そういう幅広い激甚災害指定しましたので、その事業の中で十アール当たり最大九万二千元でしたか、課長、三千元でしたか、九万四千元、これは次の生産につなげる、そういう意味で、我が町で単独でやったほかに国で様々な助成をしていくと。今回のこの補正予算は、それに適用しない細かい資材とかSSとか運搬車に多少なりとも三分の一程度の補助金を出すということでございます。ですから、今奈良岡議員がお話した苗木の捕植する場合の補助のお話ししたと思いますけれども、ふじの条例をつくって、一人頭五十本までは三分の一の助成を出す、これは何ぼ国の申請して、例えば矮化の改植に手を挙げた、あるいは丸葉の改植に手を挙げた、それ

はそれとして国の事業を使って、なおかつ苗木だけは五十本までは併合して活用できるように町では考えておりますので、何とかご理解していただきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

農業災害対策費、関連してお聞きいたします。

今回資材、それから機械の復旧、そして農業施設の損害に限度額を設けてやったということについては評価しておるんですけども、関連してお聞きしたいのは、管理道路といいますか、決壊したわけですね、国土交通省は管理道路という言い方さえしていませんね、最近は管理通路ですよと言っているんです。そこで決壊して、樹体そのものがもうなぎ倒されてしまっているのもあるわけであります。その辺に対する助成金というのは、国、県、町ではどういうふうになっていらっしゃるんですか。私もちょっと知っている方でも、災害をきちんと残すために手をかければまいねじゃと、支援そのものを断っている方もあるんですけども、樹体の損傷そのもの、あるいはものについては、どういう、国、県、町の助成になっているんでしょうか。それが第一点。

もう一つは、保険に入りたいと言っている人も入れない人があるんだそうです。つまり、水害いつも起きて引き受けられねえじゃというふうに共済組合から言われている園地があるというふうに聞いております。これに対する対応という、町長にこれはお聞きいたします。何で引き受けないのかと。普通よりも災害が多いから保険料ちょっと高くなりますよとかということはあることだと思うんですけども、引き受けそのものを拒絶しているような事例も見られるというふうに私は聞いておるんですけども、そういうものは共済組合にちゃんと引き受けるべきだというふうに言うべきなんじゃないかなというふうに私は思っておりますけれども、町長の実態把握とお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

災害を受けた範囲の中で果樹共済とか、あるいは収入保険に入りづらいという話は今初めて聞きました。もしそうであるならば、事実関係をしっかり調べて、例えば果樹共済の総合には三十%の公費を投入して万が一のために保険に入ってくださいよと、あるいは青色申告やっている方には万が一の自然災害に備えて、あるいは価格暴落に備えて収入保険に入ってくださいよということで、保険料の公費を三割充当しているわけですね。それで、今聞いたの、しっかり調べて、もしそうなのであれば、これは町が補助するところも、共済組合にゼロにするよという脅かしもしながらでもちゃんと対応できるように行政でやっぱり注視して注意もしていきたいと、そう思っております。

そして、一方では、先週の金曜日、国土交通省の青森工事事務所の山田所長がわざわざ今回の水害についての災害復旧の河川の整備について説明しに来ていただきました。多分、十二月五日に国交省で十時からプレスする前に災害を受けた市町村長のところにじかに回ったと解釈しているところでございます。

その中では、河川の上流から下流部にかけての河道掘削と河道の幅を広げる樹木伐採もひっくるめて、ちゃんと図面に落として説明しに来たところでございます。とにかく、私も災害があって、また台風シーズンだから少しでも応急処置してくれよという話をしたんだけど、応急処置をするとなるとやっぱり一般の農家の方のトラックの輸送等が遮断されるということで、地権者の方と相談したら、リンゴもぎ終わってから管理道路の修復をやっていただきたいということでおおむねのその話をいただきましたので、今これからやろうと、そう思っているところでございます。ですから、私は、山田所長には、岩木川、平川の合流地点の真那板地区は、常に水害があったら災害を受けていると。あその管理道路は強化するなりしていただかないと、また何ほ大きなダムが二つあっても線状降水帯あればまたいがっちゃ

うよと、とにかく強化した工事してくださいよということで、口頭で申入れしたところでもございます。

そして、もう一つの話、農政課長には、災害があつてからちょっと時間を置きましたけれども、今回災害を受けた六十五件の農家の皆さん、様々図面に落として、ここは収入保険に入っている、あるいはここは果樹の総合に入っている、図面に落とさせて私に一覧つくっていただきました。これはせめて来年もまた今回の水害で花実が形成がちょっとまいねくて、二年続けて不作になる可能性もあるから、収入保険やら果樹総合に入るように、ここだけの範囲だけでも公費で五割補助できないのか検討してくれということで、今農政課で早急に回答を出すように検討させているところがございます。ですから、万が一に備えて救済策は、収入保険は何か締切り十一月末でしたか、そうしたところで、それはもう締切り終わってしまっているのです、果樹の総合はこれからでもいいようでございますので、できるだけ早い時期に農政課で回答を出して、例えばそれに間に合わせるためには臨時議会でも開いてでも予算処置しなくてはならないのかなど、そう思っているところがございますので、もうしばし時間を賜りたいと存じます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今回農業災害対策費として千百六十万円ほど計上されておるんですけれども、結局支柱などの資材、スプレイヤーなどの機械、多めにスプレイヤーなら二台ほど見積もっておるんですけれども、農業施設の損害に対する助成というふうになったんですけれども、結局今回の八月の豪雨災害でこれらの損害も含めて藤崎町の損害というのはリンゴ園地の損害、あるいはまたトマトなどのリンゴのほかの損害額、最終的にはどういうふうになったのですか。その点を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

暫時休憩します。

休 憩 午前十時五十三分

---

再 開 午前十時五十四分

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

それでは……。

議長（小野 稔君）

すみません。休憩を取消し、会議を再開します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

教育費でございます。

ページ数は二十二ページであります。

校務支援システム構築委託料と。千六百万円ほど計上しているんですけども、私どもに対する説明では、田舎館村、大鰐町では既に導入済みだという説明もあるわけでありまして。これで、教員の事務作業の軽減を図るといようなことも説明されておるんですけども、具体的に言えば、どういう教員の事務作業がどのように軽減されるのか、その点を説明して追加説明に、委員会で受けた人にとっては追加説明になるかもしれませんが、全員に関わることでございますので説明してください。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長 学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

この校務支援ソフトのできる範囲でございますけれども、名簿情報管理、それから子供たちの出席情報管理、それから、成績処理、通知表作成、指導要領作成、それから中学校だけですが、調査書の作成、それから児童生徒全員の体力テストの処理などが基本のメニューとなっております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今言った中で、例えば成績表というか、そういうものって個々の担任の先生がやらなきゃいけないですよ。何だか指導要領作成だとかって言っていらっしゃるんですけども、個々の先生がやらないきゃならないことなんですよ。それをシステム化することによって、学校事務職員がやるわけにいかないもの、教育長にお聞きしますよ、教育長にお聞きします。そういう、個々の内申書みたいなことも簡略化というか、事務作業の軽減を図ることができるんだというようなことなんですけれども、何かにわかに信じられないところもあるので、具体的に、例えば指導要領の作成だとか内申書というようなものをどういうふうに先生たちの事務作業の軽減になるというふうな理解なんですか。分かりやすく説明をお願いしたい。

○議長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

この校務支援システムというのは、児童生徒一人一人のいろいろな情報を一回打ち込むことによって、そこから必要な、例えば名簿作成、学級の名簿作成、あるいは部活動の名簿作成、あるいは今話にでました成績、例えば中学校であれば教科担任ですので、国語の教科担任の先生が打ち込んだ成績、数学の先生が打ち込んだ成績、それが児童生徒一人のデータとして入力されることになります。そこから、例えば一年一組のA君の成績表、それが成績表の様式として出力できると、そのようなことで、今までであれば、名簿のことを言いますと、学級の名簿は学級担任が、学年の名簿は学年主任が、それらを総合して全校の名簿は、例えば教頭がとか、同じ名簿をつくるのに何人も時間をかけてつくってました。それが一人のデータとして蓄積されることによって、そのデータを活用して、それぞれのものをつくれるというふうなことで、かなりの時間軽減になると考えています。

以上です。

○議長（小野 稔君）

暫時休憩します。換気及び休憩しますので、再開時刻は十一時十分とします。

休 憩 午前十一時〇分

---

再 開 午前十一時十分

○議長（小野 稔君）

休憩を取消し、会議を再開します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今、教育長からもるる説明があったんですけども、学級担任の仕事が軽減されるのかなというイメージなり、それは受け取ったんですけども、しかしながら、システムですので、メンテナンスだとか、名簿については機械じゃなく

でも今までもみんな共有して、生徒の名簿ですね、それはやっていると思っていますので、お聞きしたいのは、そういうことによって事務職員の、事務職員は事務職員の仕事があるんだという、これを役場でやると総務課なら総務課、あるいは経営戦略課だとかって集中的に管理するときに、事務職員の仕事が増えるというふうなことにもなりはしませんですか。そういう懸念はないですか。そもそも、この田舎館村、大鰐町、隣接町村ですよ。そもそも導入しているというような、いずれにもう導入していますよというようなことなんですけれども、それらから事務職員の仕事が増えるというようなことにはなりはしませんですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長、ごめん、学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

このシステムは、そもそも教員がやっていた仕事を軽減するためのシステムでございますので、学校によって事務の方と教員の方がどういった仕事の区分けをしているかというのはあるかもしれませんが、基本的に事務の方の仕事が増えるということはありません。

また、一つ付け加えさせていただきますと、中南教育事務所に実際指導主事として入っている先生が、弘前に試験的に入れたものを使ったことがあるという話をしております、このシステムを使うと、もうないと困るというような話もしてございました。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ないと困る、使い始めると便利なものは困ると思います。今頃タブレット一台は子供に全員配付しているような

時代になっているのに、今頃そんなことをやっているのかという現場に対する、ちょっと何というか、遅れているなどという思いもないわけじゃないんです。それで、関連して、ちょっと単純に聞きますけれども、例えば、関連してですけれども、事務作業を軽減する上で、お金の取扱いという、そういう教材費だとか、あるいはまた給食費だとか、そういうお金の取扱いに苦労しているという現場もあるわけです。これは口座振替にするとかという、藤崎町の、今口座振替が全部基本ですよというふうになったのでしょうか。現状どういうふうになって、前は違いがあったように私は聞いているんですけれども、給食費についてなど、口座振替になってしまったのでしょうか。現状どういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

現在は口座振替になっていると聞いております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十一号を採決します。

議案第六十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第六十二号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決します。

議案第六十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第六十三号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十三号を採決します。

議案第六十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第六十四号令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十四号を採決します。

議案第六十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第六十五号令和四年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十五号を採決します。

議案第六十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第六十六号令和四年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

収益的収支の中で、動力費が七百六十万円ほど補正されているんですけども、動力費ですね。

○議長（小野 稔君）

浅利議員、ページ数をお願いします。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は分かりません。（「七十」の声あり）収益的収支の支出です。動力費として七百六十八万円ほど、内容についてお分かりでしたら説明していただきたい。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

お答えします。

まず、動力費と電気料の違いですが、集排の処理施設は全町で七施設あります。その集排の処理施設の各々の施設の照明灯に係る電気代は電気料として、その中で機械を動かす、例えばポンプとかそういうのを動かすのは動力費というふうに区分しております。

議員の皆さんもご承知かと思いますが、今回全町的に電気料、もちろん当課では動力費もありますけれども、その電気料の補正が相次いでいるのは、その電気料の構成要素として燃料費調整額という項目がございまして、その都度の燃料費や株価等の三か月平均を二か月後の電気料に反映していくという内容となっております。今回の七百何万円の補正は、その燃料費調整額が著しく高騰しているため、七百何万円の補正に至ったものであります。

令和四年十月末と令和三年十月末の集計比較では、燃料費の調整額が二百八十三万円ほどの上昇となっております。今回の補正で総額は、燃料費調整額は、前年度よりも五百五十五万円ほどの増額となる見込みであります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十六号を採決します。

議案第六十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、陳情第八号藤崎町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は継続審査です。

陳情第八号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第十八、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員会から報告をお願いします。

総務産業常任委員会五十嵐 忍委員長。

○総務産業常任委員長（五十嵐 忍君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る十月十七日常任委員会を開催し、農業、畜産業及び分収林に関することの中の農業について集中審議し、大雨による農作物被害の現地視察も併せて実施いたしました。八月の大雨による農作物の被害は、リンゴなどの果樹園地で面積約六十九ヘクタール、金額二億六千二百万円、大豆が面積十五ヘクタール、金額二百五十万円、トマト、ミニトマトが面積〇・五ヘクタール、金額七百三十万円、そのほかの野菜が面積〇・三ヘクタール、金額九十万円であったとの報告がありました。

現地視察において、大豆の圃場二か所と、ミニトマトのハウス一か所の状況を視察したところ、大豆の被害のあった圃場は浸水や冠水によりほとんどが立ち枯れており、収穫は見込めない状態でありました。ミニトマトについては、水路からハウス内に浸水し、施設には被害がなかったものの、根腐れなどにより収穫量がかなり減少している状況を確認し、委員会を終了しました。

その後、確認したところ、リンゴなどの果樹の被害額が樹木の損傷を含めると三億八千四百三十五万円に増える結果となったということです。

また、被災農家への支援については、リンゴの薬剤散布の助成金が十月中に支給されたほか、第四回臨時会で災害見舞金の補正予算が可決となり、現在対象者に支給中であることを確認しました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

次に、民生教育常任委員会から報告をお願いします。

民生教育常任委員会横山哲英委員長。

○民生教育常任委員長（横山哲英君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件について報告申し上げます。

去る十月二十六日常任委員会を開催し、社会教育施設及び社会体育施設の管理運営等に関することについて集中審議をしました。常盤ふるさと資料館あすか及び農業者トレーニングセンターの現地視察も併せて行いました。

常盤ふるさと資料館あすかでは、收藏されている作品数が版画、油彩画及び木版画の版木など、合わせて千八百点余り保管されており、また寄贈された書籍も多数保管されている状況を確認し、委員からは、今後も作品や書籍が増えていくことから、保管方法を検討し、絵画などは各作品に適した管理方法を専門家からアドバイスを受けながら行うことや、旧弘前実業高校藤崎校舎を利活用した保管も検討することなどを要望いたしました。

農業者トレーニングセンターでは、改修されたトイレ及びドアや窓の網戸などを確認し、委員からは、アリーナ上部の壁の汚れが目立つことや、床表面の劣化が見られることから対応を検討するよう求め、委員会を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（小野 稔君）

日程第十九、議会広報特別委員会報告を議題とします。

議会広報特別委員会から報告をお願いします。

議会広報特別委員会浅利直志委員長。

○議会広報特別委員長（浅利直志君）

議会広報特別委員会報告を行います。

議会広報特別委員会に付託されております広報と広聴に関する事件について、これまでの経過をご報告させていただきます。

議会広報の編集及び発行につきましては、九月から委員会を開催し、紙面構成を協議し、各委員が分担して編集を行い、第四号の議会だよりが十二月一日に発行となりました。この四号につきましては、第三号の発行から十月までの議員の活動状況、定例会や委員会での案件などをクローズアップ、あるいはピックアップ、委員会レポートなどという形で特集し、今年八月の豪雨の被害状況と、今後の対策などに関わる定例会、臨時会での質疑、答弁及び議会改革特別委員会で協議しました議員定数や議員報酬に関する内容について多めに紙面を割き、情報を伝えるようにいたしました。

また、編集の技術を向上させるために、九月三十日に講師を招いて研修会を実施し、見出しのつけ方や読者が注目するような紙面づくりの手法を学ぶことができましたので、今後の広報紙に生かしていきたいと思っております。

そして、広聴について、新型コロナ感染状況も考慮しながら議会広報に対するご意見や町民の知りたいことを様々な形で町民の方々から伺い、議会の広報活動に反映させるように努めることといたしております。まだまだこれからでありますけれども、頑張っていきたいと思っております。

以上、議会広報特別委員会の活動についてご報告申し上げます。

○議長（小野 稔君）

日程第二十、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第二十一、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。

各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第二十二、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会改革特別委員会委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第二十三、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和四年第四回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時三十二分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 奈良岡 文 英

署名議員 藤 林 公 正

署名議員 吉 村 忠 男